

# 行政手続オンライン化推進計画の概要 【令和3年4月策定・令和6年4月変更】

## I 計画の趣旨等

- (1) **趣旨**：県民・企業の主体的活動時間が広がることを目指して、行政手続のオンライン化を推進
- (2) **計画期間**：令和3～6年度
- (3) **実施機関**：知事、議会、企業庁、病院局、各種行政委員会、警察本部（全ての県の機関）
- (4) **対象手続**：①法令、②条例等、③要綱等に基づく手続（根拠規定に関わらず広く対象）

## II 基本方針

### 1 業務プロセス改革による「原則オンライン化」

- (1) 申請は「オンラインが原則」「紙でもできる」
- (2) 「紙のプロセス」を「デジタルのプロセス」に変革

①デジタルファースト	手続が一貫してデジタルで完結
②ワンスオンリー	一度提出した情報は二度提出しない
③コネクテッド・ワンストップ	民間手続含め複数手続が一度で完結
④デジタルデバイドへの配慮	知識経験がない者等への十分な支援

### 2 利便性向上と事務効率化の両立

- (1) 利用者が使いたい情報システムを整備し、県民の利便性を向上
- (2) 職員の事務を効率化する「バックオフィスの改革」

### 3 効果の高い「成功事例の蓄積」と普及啓発

- (1) 一律にオンライン化せず「実現性・効果性を優先」
- (2) 「成功事例の蓄積」によるオンライン手続の普及

## III オンライン手続の推進

### 1 推進方策の策定及び取組推進

- ・ 令和3～5年度にオンライン化に取り組む手続の目標値と取組の具体的内容を定めた推進方策を策定し、オンライン化を推進
- ・ 令和6年度は、棚卸調査結果を踏まえ、全庁目標値として設定し取組推進

### 2 業務プロセス改革（BPR）の実施

## IV 情報システムの整備

### 1 情報システム整備の基本方針

- ①エンドツーエンドの一貫したデータ連携、②費用対効果の精査、③情報セキュリティ対策・個人情報保護等、④クラウドサービスの利用、⑤国の情報システム整備との整合

### 2 利便性の高い情報システムの整備

## V 広報・普及啓発

- ・ オンライン化した手続は、オンラインでの利用率向上を推進
- ・ 以下の手続は、目標値を設定し重点的に利用率向上を図る

- ① 処理件数が多く利便性向上や業務効率化の効果が高い15手続

手続例	R4	R6目標
図書館の図書貸出予約等	81.5%	84.0%
地方税申告手続（eLTAX）	82.4%	86.0%
自動車税環境性能割の申告納付	23.4%	32.0%

- ② 年間4,000件以上の手続：現状 47.3% → 目標65.0%

## VI その他

### 1 デジタルデバイドの是正

### 2 取組状況の公表